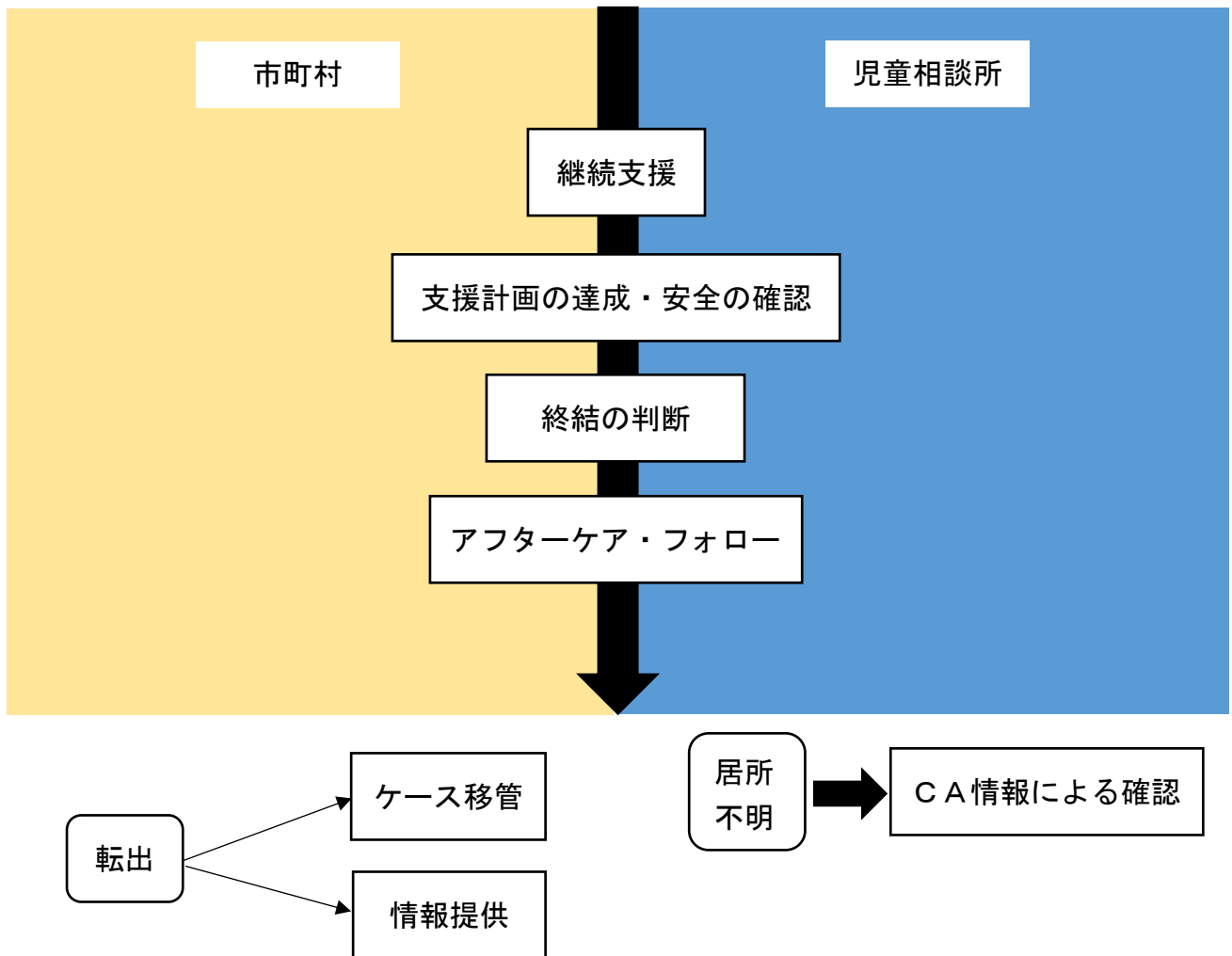

第7章

終結・アフターケア・ケース移管

7-0 終結・アフターケア・ケース移管の流れ



7-1 終結の判断と必要な手続き

支援の終結は、原則、こどもの安全と成長が安定し、虐待やリスクが十分に低減した場合に判断する。

【終結判断の主な基準】

- ① 虐待の疑いで、こどもの権利の観点から十分な調査をした結果、支援の必要がないと判断したとき。
- ② 支援により状況が改善し、継続した支援の必要がないと判断したとき（解決の他、軽減、緩和も含む）。
※ 「とても安定している、情報の変化はほとんどない」状態が6か月以上続いた時点で情報収集し、変化がなければ終結とする。
ただし、虐待の緊急度が最重度・重度ケースは継続管理、特定妊婦及び乳児のケースは最低でも3歳まで継続管理を行うとともに、こどもが所属する地域の各支援機関、並びに保育所、幼稚園、認定こども園、学校等こどもが家庭外で生活する場がある場合は、これらの関係機関に対し、こどもや家庭に気になる事象が発生した場合は、遅滞なく要対協に相談・通告を行うよう依頼する。
- ③ 心配要素はあるが、多機関での支援とケース管理ができ、引継ぎ終えたとき。
※ 支援・管理を依頼した関係機関には、状況が変化したときには、再受理・対応ができる旨を伝える。
- ④ 管轄外への転居（情報提供を行い、当該の市町村等へ移管する）。
- ⑤ こどもが満18歳に達した場合で、必要に応じた適切な支援機関に引継ぎを終えたとき。
- ⑥ 養子縁組等により親子分離され、家庭復帰の可能性がない場合で、保護者支援が不要と判断されたとき。
- ⑦ こどもが死亡したとき。
- ⑧ その他（相談種別の変更など）。

7-2 転出入・ケース移管・情報連携

子どもや家庭が他市町村や他都道府県に転出・転入する場合には、必要に応じて、ケース移管・情報提供を行う。

1 家庭の転出入によるリスク

家庭の転出入は、虐待リスクが急激に高まるタイミングである。死亡事例検証では、情報の途切れや支援の中断が悲劇につながった事例が複数確認されている。

現場では「転居＝要注意」と捉え、情報の引継ぎ・連携・見守りを徹底し、子どもの安全確保に最大限の注意を払うことが重要である。

【転居により高まるリスク】

① 継続的な支援の中断・途切れ

転出により、これまで支援していた市町村や児童相談所との関係が切れ、新しい自治体では事情や経過が十分に引き継がれず、支援が途絶える可能性がある。

② 情報の不十分な引継ぎ・認識のズレ

移管時に記録やアセスメント、支援方針が十分に説明・共有されないと、新しい担当者がリスクを正しく把握できず、虐待の兆候を見逃す危険性がある。

③ 家庭や保護者の孤立・地域とのつながりの希薄化

新しい土地で親族・知人・地域支援者との関係が薄く、子育てへのサポートが減ることで、保護者のストレスや孤立感が増し、虐待リスクが高まる。

④ 家庭環境の急変による子どもの不安定化

転居に伴う生活環境の変化は、子どもにとって大きなストレスとなり、情緒・行動面で不安定になりやすい。

情報連絡システム（CA情報）

転出先が不明だが、転居し、支援が途切れたケースについては、児童相談所が情報連絡システムを活用し、CA情報連絡票により該当ケースの情報を他自治体の児童相談所に共有できるように整備されている。

情報に該当するケースがあった場合には、転出元の児童相談所に連絡し、速やかに情報を確認する。

2 死亡事例検証からの教訓

千葉県を含む複数の死亡事例検証では、家庭の転出入が重なることで虐待リスクが増大し、重大な事態が見逃されたケースが報告されている。

- ・転居直後、新しい自治体が家庭の事情や過去の支援状況を十分に把握していなかったため、再発した虐待を早期発見できなかった。
- ・前の自治体からの情報提供が遅れ、十分な記録が引き継がれていなかったことで、関係機関間の連携が不十分となり、こどもの安全確認ができなかった。
- ・転入先での支援体制が整う前に家庭が孤立し、保護者のストレスが増大、虐待の深刻化につながった。
- ・転居によって学校や保育所、地域支援者との接点が途切れ、こどものSOSが外部に届かなくなった。
- ・転居後に「誰もこどもの姿を見ていない期間」が長くなり、ネグレクトや身体的虐待が進行していた。

こども虐待死亡事例検証報告書（第5次答申）

平成31年1月に県内で発生したこども虐待による死亡事例について、第三者委員会（千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会社会的養護検討部会こども虐待死亡事例検証委員会）による検証を受け、さまざまな指摘がなされた。

提言の一つとして、以下の内容がある。

転居事案の場合は、令和元年改正法により、前居住地の児相から情報を提供された転入先の児相は、要対協と速やかに情報交換できる措置を講じることとされていることを踏まえ、前住所地に対しても遅滞なく情報を収集し、児相及び要対協において情報共有を行うこと。

また、市町村で支援していた事例が転居した場合も、継続指導依頼等によって速やかな情報交換、情報共有を行い、転居による環境変化などもふまえて改めてアセスメントし、支援の継続を図ること。

3 リスク低減のための対応ポイント

(1) ケース移管時の情報共有・引継ぎ徹底

- ・転出前の自治体は、転出先の担当者に記録・アセスメント・リスク認識・支援方針などを必ず引き継ぐ。
- ・単なる書類送付だけでなく、引継ぎ会議や共同訪問など、現場で危機感を直接伝える工夫が必要。

(2) 転入時の早期アセスメント・支援開始

- ・転入先では、早期に家庭訪問や関係機関への情報照会を行い、こども・家庭の現状を正確に把握する。

(3) 地域支援者との連携強化

- ・民生委員・主任児童委員・保健師・学校等、地域の見守り体制を、転入直後から意図的に構築する。

(4) 転居事実を関係機関全体で共有

- ・要保護児童対策地域協議会などを活用し、転居の情報を関係者間で速やかに共有する仕組みを作る。

(5) 転居後の一定期間の重点的な見守り

- ・支援終結や解除を急がず、転居後しばらくは重点的な見守り・家庭訪問・相談窓口の明示を行う。

4 市町村・児童相談所の管轄の決定基準

原則、こどもの保護者の居住地（居住地主義）の市町村・児童相談所が対応する。

※居住地とは、人の客観的な居住事実の継続性又はその期待性が備わっている場所のことであり、住民票記載の「住所」や民法の「住所」又は「居所」と必ずしも一致しない。

・保護者の居住地が不明な棄児、迷子等…こどもの現在地

・警察からの通告・送致等…こどもの現在地

※受付後、こどもの状況や家庭環境等について調査を行い、関係市町村等への移管の適否や移管の方法等について決定する。

・こどもと保護者の居住地が異なる場合…こどもの福祉及び児童家庭相談窓口の利用の利便等の事情を考慮し、関係市町村等と協議の上、ケースを管轄する市町村等を決定する。

・電話による相談…当該相談を受け付けた市町村等

※必要に応じ管轄市町村等を紹介する。

5 児童相談所間の引継ぎ

児童相談所間のケース移管や情報提供は、「被虐待児童の転居及び一時帰宅に伴うケース移管及び情報提供等に関する申し合わせ」（19全児相第7号平成19年7月12日）により行うことが基本とされている。

（1）ケース移管

【ケース移管が必要な場合】

- ・こどもや家庭が他の児童相談所の管轄区域に転居し、引き続き支援・指導・措置が必要な場合
- ・現在、児童相談所で継続指導（継続調査）や児童福祉司指導、施設入所等の措置を行っているケース
- ・転居先でも援助や指導が必要と判断される場合（例えば、支援計画が未達成、リスクあり等）

※住民票の異動は必須ではなく、係属中の児童相談所の調査（あるいは転出先を管轄する児童相談所への調査依頼）により、転出先での居住実態が確認された場合は、ケース移管の対象となる。

【手順】

- ① 転居を確認したら、速やかに転居先児童相談所へ電話等で事前連絡を行う。
（事前協議の開始）
※ 移管先の児童相談所は、この時点で通告ととらえ、安全確認を行う。
ただし、まだこどもの身柄が移管元の施設にある等、移管元が確認したほうがよい場合はこの限りではない。
- ② 必要な記録・資料（児童記録票、指導経過記録、アセスメントシート、支援計画等）を転居先児童相談所に送付する。
- ③ 引継ぎのための会議等で、ケースの経過・現状・リスク・支援方針を口頭でも説明する。
※ 引継ぎのための会議は、児童相談所間のみで行うこともあるが、個別支援会議などの形で、市町村や関係機関も含めて行うこともある。
- ④ 転居後も支援が途切れないよう、移管先が担当として継続支援開始。
※ 基本的に、移管されてから1か月程度は、移管元の援助指針に基づいた支援を行う。
- ⑤ 移管元は、完全に移管したら終結処理を行う。

必ず「危機感」「リスク認識」を直接伝達する（電話や引継会議・共同訪問など）
児童福祉法第25条の通告手順に準じて、正式な記録・台帳処理を行う
転居を確認してから遅くとも1か月以内にはケース移管を完了させる。

(2) 情報提供

【情報提供が必要な場合】

- ・こどもや家庭が転居するが、支援・指導・措置がすでに終結している、または一時的な滞在（里帰り出産など）で長期支援の必要がない場合で、
- ・例えば、過去に虐待歴がある等、今後再発リスクや見守りが必要だと判断される場合。

【手順】

- ① 転居を確認したら、転居先児童相談所に電話等で事前連絡し、情報提供の意図を説明する。
- ② 児童記録票、ケース経過、支援方針・アセスメント結果など、必要最小限の資料を送付する。
- ③ 転居先児童相談所は、転居先で新たな問題が起きた場合は、速やかに正式なケース登録・支援開始ができるように体制を整えておく。

個人情報・守秘義務に十分留意し、必要な情報のみを提供する。

(3) 一時帰宅と一時滞在

一時帰宅：施設入所中等のケースが、管轄区域外へ転居した保護者宅へ一時的な外泊をする場合

一時帰宅先への家庭復帰を検討している場合は、必要に応じて該当地区を管轄する児童相談所へ調査依頼を行う。

一時滞在：里帰り出産や帰省などにより、児童相談所の管轄区域外の親戚・知人宅等に一定期間滞在する場合

もし滞在先でのリスクがある場合には情報提供をする。

6 市町村間での引継ぎ・情報提供

(1) 引継ぎ

【引継ぎの対象】

各市町村の要保護児童対策地域協議会で把握している児童及び特定妊婦

【手順】

- ① (原則として転居前に行う) 転出元市町村から転出先市町村へ電話での事前連絡を行う。
転出先市町村では、連絡を受けた時点でケースファイルを起す。
※ もし、引継ぎがないまま、支援が必要と思われる家庭が転入してきた事実を把握した場合は、できるだけ速やかに転出元市町村と連絡をとり、必要に応じ引継ぎを受ける。
- ② 転出元市町村から転出先市町村へ「要保護児童等のケース移管について(通知)(様式22第11章-6)」 「情報提供書(様式23第11章-6)」と経過のわかる資料を送付する。
転出元市町村は、文書を送付し転居を確認したらケースを終了する。
- ③ 転出先市町村は必要に応じ、転居前後の関係者による引継ぎのための会議や職員の派遣による情報提供・収集、転居前後の関係機関と保護者を交えての支援体制の確認等の対応を、転出元市町村に依頼する。
※ 危機意識の共有が重要なケースの場合には、必要に応じて児童相談所も同席の上で対面による引継ぎを行うなどの工夫をする。
また、転出元市町村で進行管理があった場合には、移管先市町村で少なくとも1か月程度は同じ取扱をし、支援の継続性を持たせる。

※児童相談所と連携して支援しているケースでは、児童相談所間・市町村間双方で情報提供(引継ぎ)をすることを原則とする。

(2) 情報提供

市町村間においても、支援等がすでに終結している、または一時的な滞在(里帰り出産など)で長期支援の必要がない場合等には、児童相談所間と同様に情報提供を行うこともある。

【上記の手順により難しい場合】

- ・母子保健部門のみで関わっている等、要保護児童対策地域協議会の進行管理外のケース
 - ・すでに終結済みだが、転居に伴い虐待のおそれが生じる可能性のあるケース
 - ・各市町村の個人情報保護条例に照らして情報提供が難しい場合
- 等において、転出先市町村への情報提供が必要な場合は、次の手順で情報提供を行う。

- ① 転出元市町村から転出先市町村に、虐待の危惧があるケースが転出した旨を伝える。
- ② 転出先市町村は組織として判断した上で、転出元市町村に当該児童等の氏名、生年月日等を確認し、「要保護児童等の転居に伴う情報提供について(依頼)(様式24第11章-6)」を送付する。